

○神戸学院大学大学会館使用細則

2009年4月1日

制定

改正 2014年4月1日

2015年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸学院大学大学会館使用規程(以下「規程」という。)第5条及び第6条第3項の規定に基づき、神戸学院大学大学会館の施設の使用に関し必要な事項について定める。

(使用許可の申請)

第2条 施設の使用を希望する者は、使用の目的、日時、予定人員及び責任者を定め、使用開始日の1か月前までに学生支援センターを通じ、大学会館館長に申請し、許可を受けなければならない。

(学外の団体等の使用)

第3条 規程第3条第3号に該当する者(以下「学外の団体等」という。)から第2条の規定に基づき、施設使用の申し出があった場合の使用料は別表のとおりとする。

2 卓球場、トレーニングルーム及び学生調理室については学外の団体等には貸出をしないものとする。

3 規程第4条の規定にかかわらず、学外の団体等の使用時間は原則として9時から17時までとする。ただし、大学の行事、授業、課外活動等に支障がないと認めるときはこの限りでない。

4 この細則及び規程に定めのない事項については、神戸学院大学施設貸与規程を適用する。

(使用者の遵守事項)

第4条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可証を交付された者は、必ずこれを携帯すること。
- (2) 使用許可を受けた内容に変更が生じたときは、直ちに届け出ること。
- (3) 許可された目的及び場所以外の使用を禁止する。
- (4) 使用後は、整備、清掃、消灯を行うこと。
- (5) 許可なく、設備、備品等を移動しないこと。
- (6) 施設、用具等を破損又は滅失したときは、速やかに学生支援センターに届け出ること。

- (7) 施設内での喫煙や火気の使用を厳禁する。
- (8) 原則として施設内での飲食を禁止する。
- (9) 貼紙、落書をしないこと。
- (10) 節電、節水につとめること。
- (11) 便所等共同使用の場所は、特に清掃、整頓につとめること。
- (12) その他、係員の指示に従うこと。

(休業日の使用)

第5条 大学の休業日に使用する場合は、警備室に使用許可証の提示及び終了の報告を行うものとする。

(施設内の飲食)

第6条 施設内で飲食を伴う行事を行う場合の手続は、別に定める。

附 則

この細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この細則は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この細則は、2015年4月1日から施行する。

別表

施設名称	使用料			
	半日	全日	9時～17時の1時間につき	8時～9時又は17時～21時の1時間につき
マナビーホール	30,000円	60,000円	8,000円	9,000円
談話室(1室につき)	5,000円	10,000円	1,500円	2,000円
フィットネスルーム			4,000円	5,000円